

# 令和4年度第3回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年6月13日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第3回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和4年6月13日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和4年6月13日(月) 午後2時43分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	大坂 實	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名 勲
13番	米内山隆博	15番	久保田正一

5. 欠席農業委員(3名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
14番	沼尾幸一		

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	旭	笹倉隆悦
表町	山田昭二		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

徳万才	佐々木祐輔	千曳	藤井久
-----	-------	----	-----

## 8. 会議に付した案件

- 報告第8号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第11号 令和3年度農業委員会の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第9号 東北町農用地利用集積計画の決定について  
議案第10号 農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について

## 9. 議事録署名委員

11番 沼尾京子 12番 蛭名 勲

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島徳悦 事務局主査 荒木浩美

## 11. 書 記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、6月3日に招集通知しました、第3回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。  
本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、11番 沼尾 幸一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告4件、議案4件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

議 長 議事録署名者には、11番 沼尾 京子 委員、12番 蛭名 勲 委員を指名いたします。  
なお、書記には、竹内副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第7号 農地の転用事実に関する照会について  
議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。  
なお、現地確認は6月1日、農業委員1名 小野寺 正八 委員及び農地利用最適化推進委員1名 笹倉 隆悦 推進委員と、事務局職員2名により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。  
2ページをお開きください。  
受付番号6番から8番、3件について説明いたします。  
(受付番号6番から8番、3件朗読説明省略) 以上、3件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第7号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第7号は原案のとおり報告済と致します。

議 長 日程第4 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。

議長 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開きください。  
報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。  
4、5ページをお開きください。  
受付番号14番から19番、5件について説明いたします。  
(受付番号14番から19番、5件朗読説明省略) 以上、5件です。

議長 ただいま、事務局より報告第8号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第8号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 6ページをお開きください。  
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。  
7ページをお開きください。  
(受付番号1番、2番、2件を朗読説明省略) 以上2件です。

議長 ただいま、事務局より報告第9号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第9号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第6 報告第10号 令和3年度農業委員会の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。  
報告第10号 令和3年度農業委員会の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、別紙のとおり決定し、東北農政局へ報告するものです。詳細については竹内副参事から説明をいたします。

議長 竹内副参事より説明をお願いします。

事務局員 (9ページから14ページ、朗読説明省略) 以上であります。

議長 ただいま、事務局より報告第10号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7 議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 15ページをお開きください。  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、(1) 所有権移転6件の、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
16ページから18ページをお開きください。所有権移転6件について説明いたします。  
(受付番号24番から29番、6件を朗読説明省略) 以上、所有権移転6件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議あ

議長 　　りませんか。

（異議なし）の声あり。

議長 　　異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 　　日程第8 議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 　　19ページをお開きください。  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので（1）所有権移転4件、（3）使用貸借権3件、について現地調査が行われております。  
20ページをお開きください。（1）所有権移転4件となります。申請箇所の位置等は、21ページから29ページのとおりです。それでは、順次説明をさせていただきます。  
（受付番号3番から6番、所有権移転4件、朗読説明省略）以上4件であります。  
続きまして、30ページをお開きください。（3）使用貸借権3件となります。申請箇所の位置等は、31ページから36ページのとおりです。  
（受付番号1番から3番、使用貸借権3件、朗読説明省略）以上3件であります。

議長 　　ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われていますので、小野寺正八委員より現地調査の報告をお願いします。

6番小野寺正八委員 　　議案第5号の現地調査の報告をいたします。  
21ページから23ページの農地法第5条転用所有権移転について、6月1日に笹倉隆悦推進委員及び事務局と現地へ出向き代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。  
申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約760メートルの距離にあり、舗装された町道内蛭沢、外蛭沢号線に面しており、北

6 番小野寺  
正八委員

総合運動公園及び自衛隊公園団地に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、住居の建築であり、現況においては境界が明確で周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

24ページから25ページの転用の所有権移転について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場分庁舎から東北東へ約3.2キロメートルの距離にあり、国道394号線に面しており、保戸沢集落の北側の場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、自己住宅の建築であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

26ページから27ページの転用の所有権移転について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から南南東へ約681メートルの距離にあり、県道165号線に面しており、ブルケン東日本上北営業所、町立上北小学校、ファミリーマートに近い場所となっております。

転用の目的は、美容室兼住宅の建築であり現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

28ページから29ページの転用の所有権移転について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から南西へ約850メートルの距離にあり、町道347号線に面しており、文化センターや南総合運動公園に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、住宅の建築であり現況においては境界が明確で周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

次に31ページから32ページの転用の使用貸借権について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場分庁舎から北東へ約6.7キロメートルの距離にあり、国道394号線に面しており、水喰保育園や佐藤住建に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、農作業所の建築であり現況においては境界が明確

6 番小野寺  
正八

で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

33ページから34ページの転用の使用貸借権について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から西北西へ約916メートルの距離にあり、県道121号線を七戸方面に向かい上野地区十字路を右折し150メートル先を更に右折した場所で、周辺には上野保育園や南農村環境センターがあります。

転用の目的は、住宅の建築であり現況においては境界が明確で周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

35ページから36ページの転用の使用貸借権について、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から西南西へ約896メートルの距離にあり、県道121号線を七戸方面に向かい上野地区十字路を左折し50メートル先を右折した場所で、周辺には上野保育園や南農村環境センターがあります。

転用の目的は、木造住宅の建築であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。ただいま、小野寺正八委員より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長

異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長

日程第9 議案第9号 東北町農地利用集積計画の決定について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

37ページをお開きください。

議案第9号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

- 事務局長 38ページをお開きください。農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
39ページをお開きください。最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定(1)賃貸借、受付番号4番、1件について説明いたします。  
(受付番号4番、1件、朗読説明省略)以上1件であります。  
40ページから42ページをお開きください。(2)使用貸借受付番号17番から22番、6件について説明いたします。  
(受付番号17から22番、6件朗読説明省略)以上、6件であります。  
43ページをお開きください。農地売買等事業による所有権の移転について、6番、7番の2件について説明をいたします。  
(受付番号6番、7番、2件朗読説明省略)以上、2件であります。
- 議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。
- (異議なし)の声あり。
- 議 長 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議 長 日程第10 議案第10号 農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について、議題とします。  
事務局より事案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 44ページをお開きください。  
議案第10号 農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別断面積の設定について審議を求めるものであります。詳細については、竹内副参事から説明をいたします。
- 議 長 竹内副参事より説明をお願いします。
- 事務局員 (45ページ朗読説明省略)以上であります。
- 議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異

議 長 議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。第3回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後2時43分 ———